の別表に掲げるＪＣ08モード」に読み替えるものとする。」を加え、「ＪＣ08モード」を「ＷＬＴＣモード」に、「別添42別紙６の別表」を「別添42Ⅱの別紙１の各表」に改め、「用いないで」及び「用いて」の下に「細目告示別添42Ⅱの別紙１の各表に掲げるＷＬＴＣモードにより」を加え、「１リットル」を「一リットル」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千百七十二号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改める。

第四十一条第一項各号列記以外の部分中「10人」を「９人」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）のうち第１号の規定の適用を受けるもの以外のものは、完成検査等の際、次に掲げるいずれかの基準に適合すること。

イ　別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離１km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離１km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
⑴　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.15	0.05	0.05	0.005
⑵　車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、⑴に掲げるもの以外のもの	1.15	0.05	0.05	0.005
⑶　車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、⑴及び⑵に掲げるもの以外のもの	2.55	0.05	0.07	0.007
⑷　軽自動車であって、⑴に掲げるもの以外のもの	4.02	0.05	0.05	0.005

ロ　別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離１km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
⑴　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.15	0.10	0.05	0.005
⑵　車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、⑴に掲げるもの以外のもの	1.15	0.10	0.05	0.005
⑶　車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、⑴及び⑵に掲げるもの以外のもの	2.55	0.15	0.07	0.007
⑷　軽自動車であって、⑴に掲げるもの以外のもの	4.02	0.10	0.05	0.005

四　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち第２号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、次に掲げるいずれかの基準に適合すること。

イ　別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離１km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離１km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
⑴　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.08	0.007
⑵　車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、⑴に掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.08	0.007